

広島地方最低賃金審議会の意見に関する公示

広島労働局一般公示第 17 号

令和 6 年 12 月 23 日広島地方最低賃金審議会から広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、広島県の区域内で建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、その他の金属製品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）又はその他の金属製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき、令和 7 年 1 月 7 日までに広島労働局長あて（広島市中区上八丁堀 6 番 30 号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 6 年 12 月 23 日

広島労働局長 小沼 宏治

記

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定に係る広島地方最低賃金審議会の意見の要旨

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、その他の金属製品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）又はその他の金属製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - ア 清掃又は片付けの業務
 - イ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 0 5 2 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

広島地方最低賃金審議会の意見に関する公示

広島労働局一般公示第 18 号

令和 6 年 12 月 23 日広島地方最低賃金審議会から広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、広島県の区域内で船舶製造業・修理業、船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき、令和 7 年 1 月 7 日までに広島労働局長あて（広島市中区上八丁堀 6 番 30 号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 6 年 12 月 23 日

広島労働局長 小沼 宏治

記

広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に係る広島地方最低賃金審議会の意見の要旨

広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のように定めること。

広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - ア 清掃又は片付けの業務
 - イ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 0 8 0 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

広島地方最低賃金審議会の意見に関する公示

広島労働局一般公示第 19 号

令和 6 年 12 月 23 日広島地方最低賃金審議会から広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、広島県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき、令和 7 年 1 月 7 日までに広島労働局長あて（広島市中区上八丁堀 6 番 30 号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 6 年 12 月 23 日

広島労働局長 小沼 宏治

記

広島県自動車小売業最低賃金の改正決定に係る
広島地方最低賃金審議会の意見の要旨

広島県自動車小売業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 0 3 8 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり